

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十二条第二項に規定する工場又は事業所

平成三年十一月十五日 科学技術庁告示第十二号

最終改正：平成十二年十二月二十七日号外 科学技術庁告示第二十号

国の設置する病院又は診療所（厚生労働大臣の設置するものを除く。）であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校の設置する病院又は診療所以外のもの